

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| No. | 物品役務等の名称及び数量               | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                   | 契約を締結した日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）                                  | 予定価格        | 契約金額         | 落札率  | 再就職の役員の数 | 備考    |
|-----|----------------------------|--|---------------|--|--|-------------|--------------|------|----------|-------|
| 1   | 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 東京都個人タクシー協同組合<br>東京都中野区弥生町5-6-6            | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない（会計法第29条の3第4項）。 | —           | 710円         | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 2   | 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 東京四社営業委員会<br>東京都中央区日本橋本町4-15-11            | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない（会計法第29条の3第4項）。 | —           | 710円         | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 3   | 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | チェッカーキャブ無線協同組合<br>東京都中央区銀座8-11-1銀座大和ビル     | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない（会計法第29条の3第4項）。 | —           | 710円         | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 4   | 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 東都タクシー無線協同組合<br>東京都豊島区西池袋5-13-13           | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない（会計法第29条の3第4項）。 | —           | 710円         | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 5   | 消費者庁における一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 東京無線協同組合<br>東京都新宿区百人町2-18-12               | 公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、契約相手方の選定を許さない（会計法第29条の3第4項）。 | —           | 710円         | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 6   | 時事ゼネラルニュースの受信              | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 株式会社時事通信社<br>東京都中央区銀座5-15-8                | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。         | 8,542,800円  | 8,542,800円   | 100% | 0人       | ※単価契約 |
| 7   | 共同通信ニュースの受信                | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 一般社団法人共同通信社<br>東京都港区東新橋1-7-1               | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。         | 11,529,000円 | 11,529,000円  | 100% | 0人       | ※単価契約 |
| 8   | CS放送の受信                    | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 株式会社オプティキャスト<br>東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラスタワー32階  | 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。         | 4,893,840円  | 4,893,840円   | 100% | 0人       | ※単価契約 |
| 9   | テレビ報道映像検索サービス業務            | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | JCC株式会社<br>東京都台東区浅草橋1-12-3                 | 業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、公募を行った結果、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。   | 2,998,800円  | 2,998,800円   | 100% | 0人       | ※単価契約 |
| 10  | 消費者ホットラインの運用支援業務           | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>東京都千代田区内幸町1-1-6 | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                               | —           | 1,050円<br>ほか | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 11  | 消費者庁給与計算システムの保守業務          | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 沖電気工業株式会社<br>東京都港区芝浦4-10-16                | 業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、公募を行った結果、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。   | 1,130,340円  | 1,130,340円   | 100% | 0人       | ※単価契約 |
| 12  | 消費者庁における事務室等の清掃業務          | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日 | 株式会社三菱地所プロパティマネジメント<br>東京都千代田区有楽町1-12-1    | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                               | 8,891,064円  | 8,891,064円   | 100% | 0人       | ※単価契約 |

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| No. | 物品役務等の名称及び数量                   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                   | 契約を締結した日       | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                       | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）  | 予定価格         | 契約金額         | 落札率  | 再就職の役員の数 | 備考    |
|-----|--------------------------------|--|----------------|---|--|--------------|--------------|------|----------|-------|
| 13  | 消費者庁における郵便業務（信書の送達）            | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 郵便事業株式会社<br>東京都千代田区霞が関1-3-2                             | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                     | —            | 80円<br>ほか    | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 14  | 消費者庁における自動車駐車場の賃貸借             | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 三菱地所株式会社 代理人株式会社<br>三菱地所プロパティマネジメント<br>東京都千代田区有楽町1-12-1 | 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                 | 5,040,000円   | 5,040,000円   | 100% | 0人       |       |
| 15  | 消費者庁における事務室等の賃貸借               | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 三菱地所株式会社 代理人株式会社<br>三菱地所プロパティマネジメント<br>東京都千代田区有楽町1-12-1 | 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                 | 545,171,664円 | 545,171,664円 | 100% | 0人       |       |
| 16  | 重要書類等保管用倉庫の賃貸借                 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 三菱地所株式会社 代理人株式会社<br>三菱地所プロパティマネジメント<br>東京都千代田区有楽町1-12-1 | 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                 | 4,198,950円   | 4,198,950円   | 100% | 0人       |       |
| 17  | 消費者庁事務室レイアウト変更に伴うコンセント増設等工事    | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 三菱地所株式会社 代理人株式会社<br>三菱地所プロパティマネジメント<br>東京都千代田区有楽町1-12-1 | 必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                 | 4,536,000円   | 4,536,000円   | 100% | 0人       |       |
| 18  | 複写機（高速機）の保守等業務の請負              | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 富士ゼロックス株式会社<br>東京都港区赤坂9-7-3                             | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                     | —            | 0.6円<br>ほか   | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 19  | 複写機（高速機）の保守等業務の請負              | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 富士ゼロックス株式会社<br>東京都港区赤坂9-7-3                             | 必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（会計法第29条の3第4項）。                                     | —            | 0.63円<br>ほか  | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 20  | 新聞の購入（平成23年度）                  | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | 丸の内新聞事業共同組合<br>東京都千代田区内幸町1-7-1                          | 当該調達は独占的なものであり、競争できないものであることから、会計法第29条の3第4項等に該当するため。                       | —            | 3,925円<br>ほか | —    | 0人       | ※単価契約 |
| 21  | 消費者庁メールマガジン配信サービスの提供及び保守業務     | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>4月1日  | (株)インターネットイニシアティブ<br>東京都千代田区神田神保町1-105                  | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。         | 2,462,250円   | 2,462,250円   | 100% | 0人       |       |
| 22  | 食品リスクに関する消費者の意識調査及び分析          | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>6月21日 | 国立大学法人京都大学<br>京都府京都市左京区吉田本町36-1                         | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。         | 6,426,000円   | 6,426,000円   | 100% | 0人       |       |
| 23  | ゲル状食品による窒息事故の再現実験に関する調査分析      | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 井内正敏<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>6月21日 | 国立大学法人信州大学<br>長野県松本市旭3-1-1                              | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。         | 2,887,500円   | 2,887,500円   | 100% | 0人       |       |
| 24  | 消費者安全啓発事業                      | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 山崎俊巳<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>8月17日 | 財団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルティング協会<br>東京都目黒区中根2-13-18          | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。         | 4,792,032円   | 4,792,032円   | 100% | 0人       |       |
| 25  | 健康食品事故に係る調査・分析業務               | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 山崎俊巳<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>8月17日 | 独立行政法人国立健康・栄養研究所<br>東京都新宿区戸山1-23-1                      | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の3第4項）。         | 4,004,280円   | 4,004,280円   | 100% | 0人       |       |
| 26  | 越境取引に関する消費者相談の国際連携の在り方に関する実証調査 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 山崎俊巳<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>8月30日 | SBIペリトランス株式会社<br>東京都港区六本木1-6-1                          | 一般競争入札において、入札を実施しても落札者となるべき者がいないことから、会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条の2に該当するため。 | —            | 23,086,103円  | —    | 0人       |       |

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| No. | 物品役務等の名称及び数量          | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                   | 契約を締結した日      | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）                          | 予定価格       | 契約金額       | 落札率  | 再就職の役員の数 | 備考 |
|-----|-----------------------|--|---------------|-----------------------------------|--|------------|------------|------|----------|----|
| 27  | 中毒事故防止対策に係る情報分析及び啓発業務 | 支出負担行為担当官<br>消費者庁総務課長 山崎俊巳<br>東京都千代田区永田町2-11-1 | 平成23年<br>9月1日 | 財団法人日本中毒情報センター<br>茨城県つくば市天久保1-1-1 | 公募を行った結果、業務の履行可能な者は当該業者のみであるとして、他に履行可能な者の申し出がなかったため（会計法第29条の | 6,982,500円 | 6,982,500円 | 100% | 0人       |    |